

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3189016号
(U3189016)

(45) 発行日 平成26年2月20日 (2014. 2. 20)

(24) 登録日 平成26年1月29日 (2014.1.29)

(51) Int. Cl. F 1
B 4 2 D 5/00 (2006.01) B 4 2 D 5/00
B 4 2 F 21/06 (2006.01) B 4 2 F 21/06 Z
B 4 2 D 9/00 (2006.01) B 4 2 D 9/00 B

評価書の請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 13 頁)

(21) 出願番号 実願2013-6751 (U2013-6751)
 (22) 出願日 平成25年11月27日 (2013.11.27)
 実用新案法第11条において準用する特許法第30条第2項適用申請有り [表彰日] 平成25年6月1日
 [コンテスト名] 第18回文房具アイデアコンテスト
 [開催場所] 秋葉原 UDXギャラリー (東京都千代田区外神田4-14-1)

(73) 実用新案権者 593157220
 サンスター文具株式会社
 東京都台東区電泉3丁目35番13号
 (74) 代理人 100089026
 弁理士 木村 高明
 (72) 考案者 小林 大地
 東京都台東区電泉3丁目35番13号 サンスター文具株式会社内

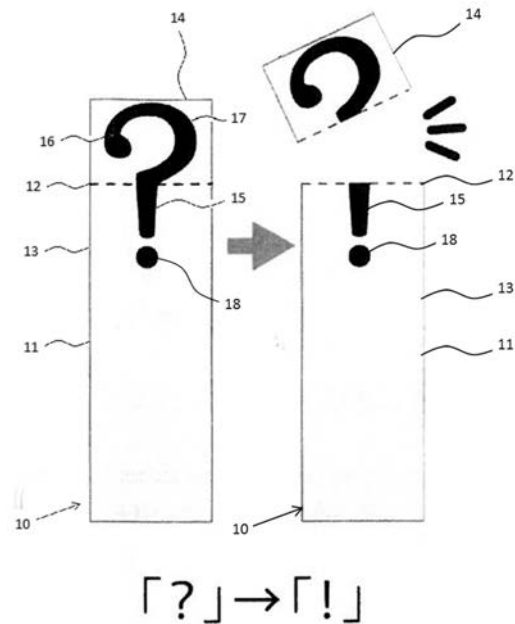
(54) 【考案の名称】 付箋

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 目印としての付箋の基本的な構成を有すると共に、付箋本体に使用意欲を起こさせる表記を施し、また分離部より分離除去を行うことで基部に異なる意味内容表記が得られるようにすることで意匠の変化を楽しむことが出来る付箋を提供する。

【解決手段】 付箋本体11に切断可能部12が設けられ、基部13と除去部14とにより構成された付箋10である。基部13と除去部14とは、連続して一体の意味内容を保持すると共に、除去部14が除去された場合にも基部13に残存した部位15も独自の意味内容を有する表記部16が設けられている。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

付箋本体に切断可能部が設けられ、基部と除去部とにより構成された付箋であって、上記基部と除去部とは、連続して一体の意味内容を保持すると共に、上記除去部が除去された場合にも上記基部に残存した部位も独自の意味内容を有する表記部が設けられていることを特徴とする付箋。

【請求項 2】

全体細長長方形に形成されていることを特徴とする請求項 1 記載の付箋。

【請求項 3】

上記切断可能部は長さ方向端部に設けられていることを特徴とする請求項 2 記載の付箋

10

【請求項 4】

上記表記部は符号であって、上記切断可能部は上記符号を横断して設けられていることを特徴とする請求項 1 記載の付箋。

【請求項 5】

上記表記部は文字であって、上記切断可能部は上記文字を横断して設けられていることを特徴とする請求項 1 記載の付箋。

【請求項 6】

上記表記部は図形であって、上記切断可能部は上記図形を横断して設けられていることを特徴とする請求項 1 記載の付箋。

20

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案は、書籍、雑誌、新聞、ノート等の読者または利用者が、見出しや検索用に特定の頁に目印をつけるために用いる付箋であって、本体端部の裏面に感圧性接着層を持った付箋に関するものである。

【背景技術】

【0002】

従来、花柄模様やカラーパターンを施し意匠性を付与した付箋の考案は特許文献 1 により既に提案されている。

30

【0003】

従来、付箋本体に分離可能部が設けられ、且つカラーパターン等を切り離すように付箋本体に設けられた分離可能部を有する付箋の考案は特許文献 2 により既に提案されている。

【0004】

前述の特許文献 1 の付箋では、花柄模様やカラーパターンが施されているが、これらの意匠の変化を楽しむことは出来ない。

【0005】

一方、前述の特許文献 2 の付箋では、分離後も記事指摘片と頁指摘片が一体的に関連付けられることを目的として意匠が施されており、分離前、分離後の意匠の意味内容変化が得られるものではなく、分離除去することによる表記変化に対する期待感やこれに付随する購買意欲が得られるものではない。

40

【特許文献 1】公開特許第 平 1 1 - 3 4 2 6 9 0 号公報

【特許文献 2】登録実用新案第 3 1 8 1 2 3 8 号公報

【考案の開示】

【考案が解決しようとする課題】

【0006】

そこで、本願考案は、このような従来 of 要請に基づくものであって、目印としての付箋の基本的な構成を有すると共に、付箋本体に使用意欲を起こさせる表記を施し、また分離部より分離除去を行うことで基部に異なる意味内容表記が得られるようにすることで意匠

50

の変化を楽しむことが出来る付箋を提供する。

【課題を解決するための手段】

【0007】

上記課題を解決するために、請求項1記載の付箋にあっては、付箋本体に切断可能部が設けられ、基部と除去部とにより構成された付箋であって、上記基部と除去部とには、連続して一体の意味内容を保持すると共に、上記除去部が除去された場合にも上記基部に残存した部位も独自の意味内容を有する表記部が設けられていることを特徴とする。

【0008】

本考案請求項1に記載の付箋にあっては、付箋本体に切断可能部が設けられ、基部と除去部とにより構成された付箋であって、上記基部と除去部とには、連続して一体の意味内容を保持すると共に、上記除去部が除去された場合にも上記基部に残存した部位も独自の意味内容を有する表記部が設けられていることを特徴とする。従って、切断可能部より除去部を分離除去することによって、基部には意味内容の異なる表記が表れる。

10

【0009】

請求項2に記載の付箋にあっては、請求項1に記載の付箋本体が全体細長長方形状に形成されていることを特徴とする。このように細長長方形状に形成されていることにより、貼り付けに要する面積を小さくすることができる。

【0010】

請求項3に記載の付箋にあっては、上記切断可能部は長さ方向端部に設けられていることを特徴とする請求項2記載の付箋であり、このように長さ方向端部に切断可能部を設けることで、長さ方向端部への表記および分離除去時の基部表記内容の変化を可能とする。

20

【0011】

請求項4に記載の付箋にあっては、上記表記部は符号であって、上記切断可能部は上記符号を横断して設けられていることを特徴とする請求項1記載の付箋。

【0012】

請求項5に記載の付箋にあっては、上記表記部は文字であって、上記切断可能部は上記文字を横断して設けられていることを特徴とする請求項1記載の付箋。

【0013】

請求項6に記載の付箋にあっては、上記表記部は図形であって、上記切断可能部は上記図形を横断して設けられていることを特徴とする請求項1記載の付箋。

30

【考案の効果】

【0014】

請求項1に記載の付箋にあっては、書籍、雑誌、新聞、ノート等の読者または利用者が、見出しや検索用に特定の頁に目印をつけるために用いることが可能であり、且つ切断可能部より除去部を切り離すことで基部に独自の意味内容を有する表記が表れるように構成されているので、分離除去することによる表記変化に対する期待感やこれに付随する購買意欲が得られる。

【0015】

請求項2に記載の付箋にあっては、請求項1の付箋本体が細長長方形状に形成されることにより、貼り付けに要する面積を小さくしたことで、小型の書籍、雑誌、新聞、ノート等であっても当該付箋を数多く貼り付けることが可能となり、同時に文面等の小さな対象にマーキングが可能となる。

40

【0016】

請求項3に記載の付箋にあっては、請求項2の付箋本体へ長さ方向端部に切断可能部を設けることで、長さ方向端部への表記および分離除去時の基部表記内容の変化が可能となり、例えば書籍の頁の検索用として書籍端部から当該付箋の表記部がはみ出す形で使用した際、書籍を綴じた状態でも表記部の表記を楽しんだり、切断可能部より切り離し除去して基部表記内容の変化を楽しむことが出来る。

【0017】

請求項4に記載の付箋にあっては、例えば上記表記部が符号であった場合には、切断除

50

去前「？」(クエスチョンマーク)が切断除去後「！」(エクスクラメーションマーク)のように異なる意味内容を与えることが可能であり、目的に応じて選択して用いることが出来る。

【0018】

請求項5に記載の付箋にあっては、例えば上記表記部が文字と符号であった場合には、切断除去前「LOOK！」が切断除去後「OK！」のように異なる意味内容を与えることが可能であり、目的に応じて選択して用いることが出来る。

【0019】

請求項6に記載の付箋にあっては、例えば上記表記部が図形であり、図形が顔であった場合には、切断除去前「困った表情の顔文字」が切断除去後「驚いた表情の顔文字」のように異なる意味内容を与えることが可能であり、目的に応じて選択して用いることが出来る。

【図面の簡単な説明】

【0020】

【図1】図1は、本考案に係る付箋の一実施形態を示し、符号の一例および使用例を示した平面図である。

【図2】図2は、本考案に係る付箋の一実施形態を示し、文字および符号の一例および使用例を示した平面図である。

【図3】図3は、本考案に係る付箋の一実施形態を示し、図形の一例および使用例を示した平面図である。

【図4】図4は、本考案に係る付箋の一実施形態を示し、図1を表記部が本からはみ出す形で使用した状態を示し、更に切断除去後の状態を示した説明図である。

【図5】図5は、本考案に係る付箋の一実施形態を示し、図2を表記部が本からはみ出す形で使用した状態を示し、更に切断除去後の状態を示した説明図である。

【図6】図6は、本考案に係る付箋の一実施形態を示し、図3を表記部が本からはみ出す形で使用した状態を示し、更に切断除去後の様子を示した説明図である。

【考案を実施するための最良の形態】

【0021】

以下、本考案を実施の形態に基づき、図面を参照して詳細に説明する。なお、本考案の付箋は、以下の実施例に限定されるものではなく、本考案の要旨を逸脱しない範囲において種々変更を加え得ることは勿論である。

【0022】

図1から図3に示すように、本実施形態に係る付箋10は、付箋本体11は紙製であって、全体細長長方形に形成されており、その長さ方向端部に切断可能部を形成するミシン目12が設けられ、ミシン目12とは長さ方向反対側の端部裏面には本等に貼り付け可能な感圧接着層(図示せず)を有した基部13と、ミシン目12より切断除去可能な除去部14とにより構成されている。

上記基部13と除去部14とは、連続して一体の意味内容を保持すると共に、上記除去部14が除去された場合にも上記基部13に残存した部位15も独自の意味内容を有する表記部16が設けられている。

【0023】

図1は、本考案に係る第一の実施の形態を示す。本実施の形態においては、上記表記部16は符号により形成されており、この符号はクエスチョンマーク17が使用されている。付箋本体11にクエスチョンマーク17を横断して設けられたミシン目12により、除去部14を切断除去することによって、クエスチョンマーク17の一部が切断除去され基部13にはエクスクラメーションマーク18が残存し、使用者は符号16の変化が楽しめる。

【0024】

図2は本考案に係る第二の実施の形態を示す。本実施の形態においては、上記表記部16に文字と符号が併記されており、この文字と符号からなる表記は「LOOK!」19である

10

20

30

40

50

。

付箋本体 1 1 に「LOOK!」1 9 を横断して設けられたミシン目 1 2 により、除去部 1 4 を切断除去することによって、「LOOK!」1 9 の一部が切断除去され基部 1 3 には「OK!」2 0 が残存し、使用者は文字と符号からなる表記の変化が楽しめる。

【 0 0 2 5 】

図 3 は本考案に係る第三の実施の形態を示す。本実施の形態においては、上記表記部 1 6 に顔の図形 2 1 が記されている。

付箋本体 1 1 に顔の図形 2 1 を横断して設けられたミシン目 1 2 により、除去部 1 4 を切断除去することによって、顔の図形 2 1 の眉毛部分 2 2 が切断除去され基部 1 3 には眉毛部分のない表情の異なる顔の図形 2 3 が残存し、使用者は顔の図形 2 1 の表情の変化を楽しめる。

10

【 0 0 2 6 】

図 4 ~ 図 6 は、本実施の形態に係る付箋 1 0 の作用（使用の仕方）を示す。

図 4 ~ 図 6 における本実施の形態に係る付箋 1 0 においては、上記表記部 1 6 が本からはみ出すように貼られており、頁の目印としての作用を奏するとともに、使用者は表記部 1 6 を見て楽しめる。

図 4 は本実施の形態の表記部 1 6 がクエスチョンマーク 1 7 である場合の作用を示しており、ミシン目 1 2 より除去部 1 4 を切断除去することにより、基部に残存した部位 1 5 にはエクスクラメーションマーク 1 8 が表れ、使用者は符号の変化を楽しめる。

図 5 は本実施の形態の表記部 1 6 が「LOOK!」1 9 である場合の作用を示しており、ミシン目 1 2 より除去部 1 4 を切断除去することにより、基部に残存した部位 1 5 には「OK!」2 0 が表れ、使用者は文字と符号からなる表記の変化を楽しめる。

20

図 6 は本実施の形態の表記部 1 6 が顔の図形 2 1 である場合の作用を示しており、ミシン目 1 2 より除去部 1 4 を切断除去することにより、基部に残存した部位 1 5 には表情の異なる顔の図形 2 3 が表れ、使用者は表記の顔の図形 2 1 の変化を楽しめる。

【 0 0 2 7 】

上記実施の形態においては付箋本体 1 1 の材質は紙製である場合を例に説明したが、紙製に限定されるものではなく、合成樹脂製でも良い。

上記実施の形態においては付箋本体 1 1 の形状は全体細長長方形である場合を例に説明したが、全体細長長方形に限定されるものではなく、正方形、三角形、円形、星形やハート型その他の形状でも良い。

30

【 0 0 2 8 】

上記実施の形態においては基部 1 3 の形状は長方形である場合を例に説明したが、長方形に限定されるものではなく、正方形、三角形、円形、星形やハート型その他の形状でも良い。

【 0 0 2 9 】

上記実施の形態においては除去部 1 4 の形状は長方形である場合を例に説明したが、長方形に限定されるものではなく、正方形、三角形、円形、星形やハート型その他の形状でも良い。

【 0 0 3 0 】

上記実施の形態においては切断可能部 1 2 の数が 1 つである場合を例に説明したが、1 つに限定されるものではなく、複数であっても良い。

40

上記実施の形態においては切断可能部 1 2 の付箋本体 1 1 に対する位置は、長さ方向端部である場合を例に説明したが、長さ方向端部と限定されるものではなく、中央であってもどこでも良い。

上記実施の形態においては付箋本体 1 1 に対する切断可能部 1 2 の角度は、付箋本体 1 1 の幅方向端面に平行である場合を例に説明したが、幅方向端面に平行と限定されるものでなく、切断可能部 1 2 が表記部 1 6 の一部を横断しており、さらに付箋本体 1 1 の一部を切断除去できるように施されていればどの角度であっても良い。

上記実施の形態においては切断可能部 1 2 の形状が直線状である場合を例に説明したが

50

、形状は直線状に限定されるものでなく、曲線状でも良いし、角を形成していても良く、またこれらの組み合わせでも良い。

上記実施の形態においては切断可能部 1 2 がミシン目 1 2 であり、ミシン目 1 2 の切込みの長さと同隔について一定の場合を例に説明したが、ミシン目 1 2 の切込みの長さと同隔はこれに限定されるものではなく、付箋本体の材質や厚みなどから使用者が切り易いと考えられるミシン目 1 2 の切込みの長さと同隔を用いて良いし、切込み間隔や長さを変則的としても良い。

上記実施の形態においては切断可能部 1 2 は、図 1 から図 6 においてはミシン目 1 2 である場合を例に説明したが、切断可能部 1 2 はミシン目 1 2 に限定されるものではなく、折目であっても良いし、当該部の圧縮や成形過程で薄肉化したものでも良いし、切欠きであっても良い。また一部分のみを残し切込みを入れたものであっても良い。

10

【 0 0 3 1 】

上記実施の形態においては表記部 1 6 が符号である場合、文字と符号からなる場合、図形からなる場合について説明したが、表記部はこれらに限定されるものではなく、文字のみでも良いし、符号や文字や図形を自由に併用して表記しても良い。

上記実施の形態においては表記部 1 6 の符号はクエスチョンマーク 1 7 である場合を説明したが、符号はクエスチョンマーク 1 7 に限られるものではなく、数字、句読点、アンド、パーセント、カッコ、コメジルシ、ハイフン、スラッシュ、ドルマーク等であっても良い。

上記実施の形態においては表記部 1 6 の文字が英語である場合を例に説明したが、文字は英語に限定されるものではなく、日本語や中国語等であっても良い。特に日本語である場合には、漢字でも良いし、ひらがなでも良いし、カタカナでも良い。

20

上記実施の形態においては表記部 1 6 の図形は顔の図形 2 1 である場合を例に説明したが、図形は顔の図形 2 1 に限定されるものではなく、山や建物や人物などを模った図形でも良いし、四角、三角、丸、星印やハート型、黒丸等でも良く、これらを組合わせたものであっても良い。

【 0 0 3 2 】

上記実施の形態においては、表記部 1 6 が符号であって、基部に残存した部位 1 5 が符号である場合を説明したが、基部に残存した部位 1 5 は符号に限定されるものではなく、文字でも良いし、図形でも良いし、符号、文字、図形の組み合わせでも良い。表記部 1 6 と基部に残存した部位 1 5 の表記の組み合わせは自由に選択される。

30

上記実施の形態においては、表記部 1 6 が文字と符号からなる場合であって、基部に残存した部位 1 5 が文字と符号である場合を説明したが、基部に残存した部位 1 5 は文字と符号からなるものに限定されるものではなく、文字のみでも良いし、図形のみでも良いし、符号のみでも良いし、符号、文字、図形の組み合わせでも良い。表記部 1 6 と基部に残存した部位 1 5 の表記の組み合わせは自由に選択される。

上記実施の形態においては、表記部 1 6 が図形であって、基部に残存した部位 1 5 が図形である場合を説明したが、基部に残存した部位 1 5 は図形に限定されるものではなく、符号でも良いし、文字でも良いし、符号、文字、図形の組み合わせでも良い。表記部 1 6 と基部に残存した部位 1 5 の表記の組み合わせは自由に選択される。

40

【 産業上の利用可能性 】

【 0 0 3 3 】

本考案に係る付箋は、簡単な操作により意匠が変化するという高い意匠性が付与されており、従来にない新しい楽しみ方を有する付箋を世に提供するものであることから産業上の利用可能性を有している。

【 符号の説明 】

【 0 0 3 4 】

1 0 . . . 付箋

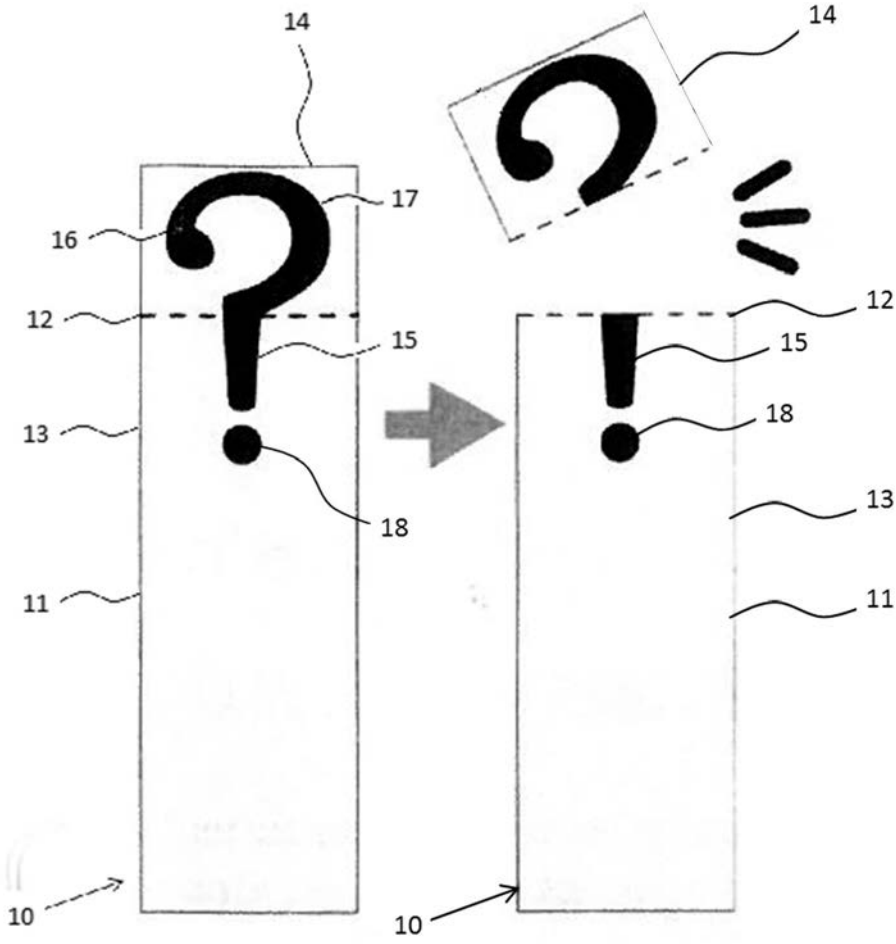
1 1 . . . 付箋本体

1 2 . . . 切断可能部 (ミシン目 1 2)

50

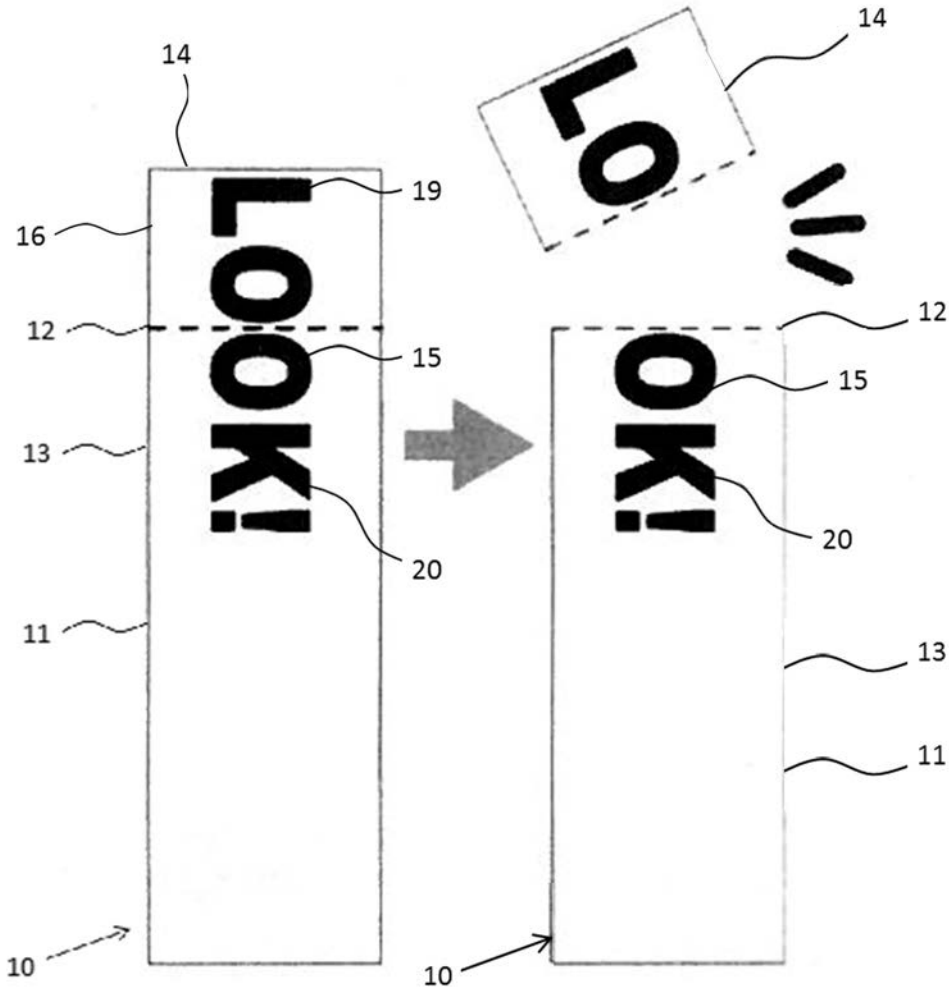
- 1 3 . . . 基部
- 1 4 . . . 除去部
- 1 5 . . . 基部に残存した部位
- 1 6 . . . 表記部
- 1 7 . . . クエスチョンマーク
- 1 8 . . . エクスクラメーションマーク
- 1 9 . . . LOOK !
- 2 0 . . . OK!
- 2 1 . . . 顔の図形
- 2 2 . . . 眉毛部分
- 2 3 . . . 表情の異なる顔の図形

【 図 1 】



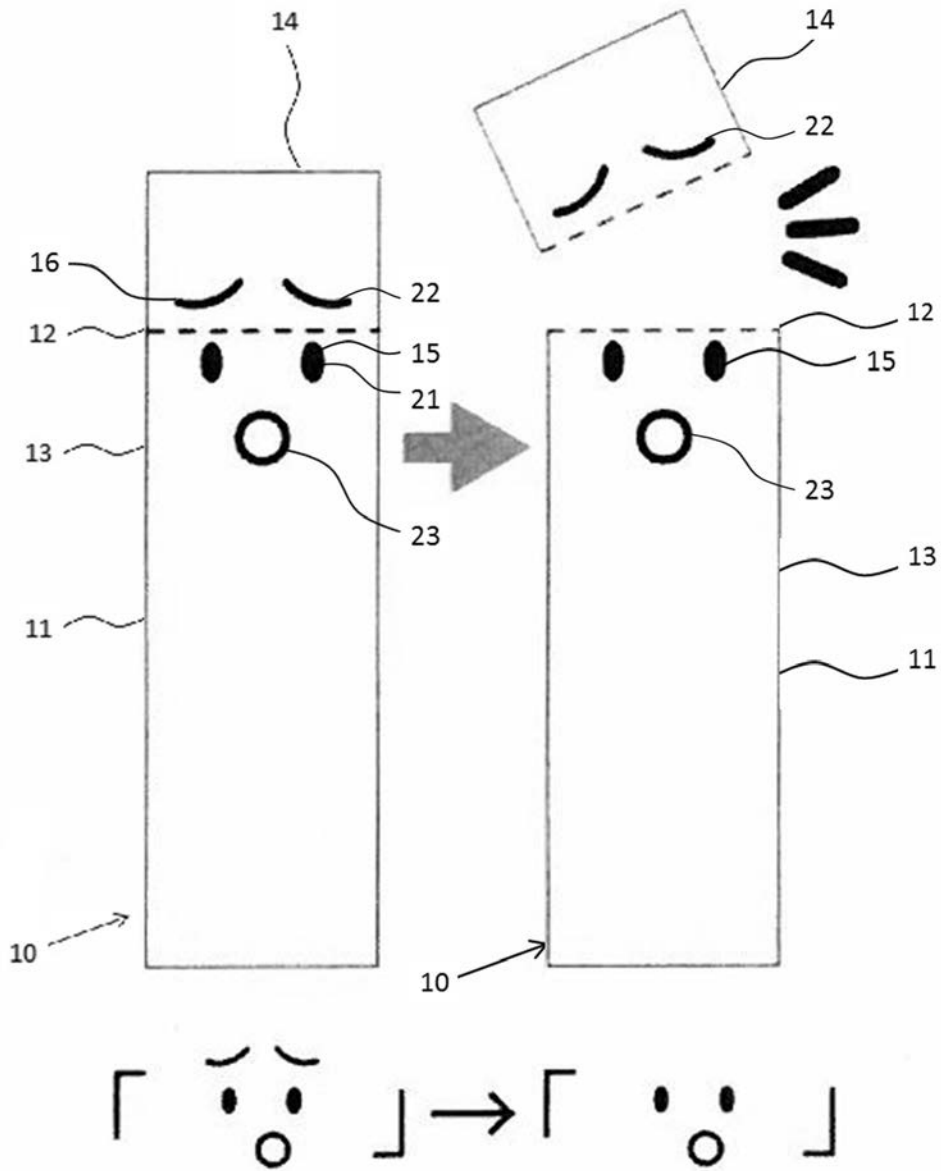
「？」→「！」

【図2】

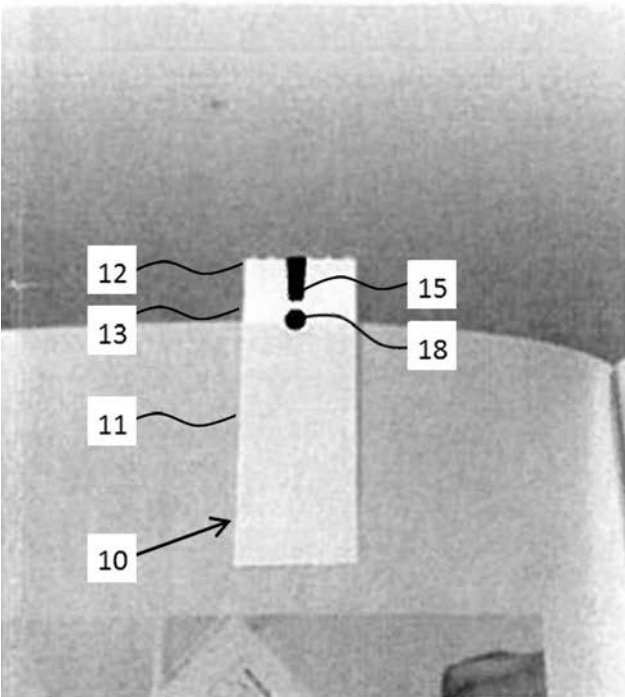
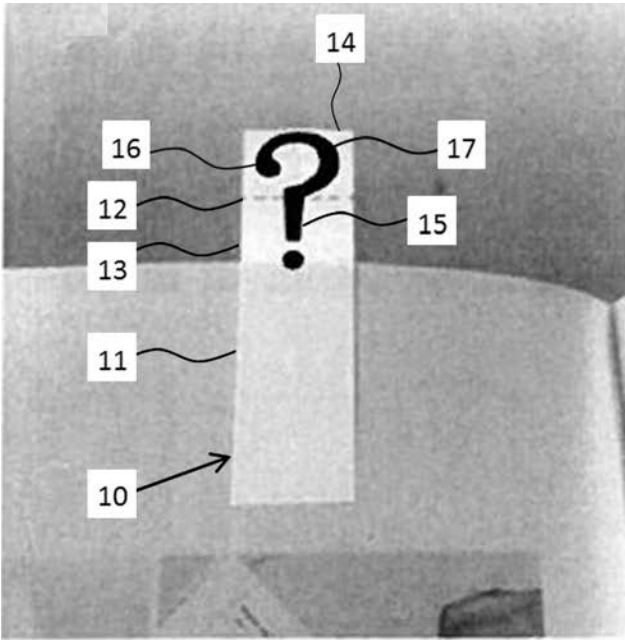


「LOOK!」→「OK!」

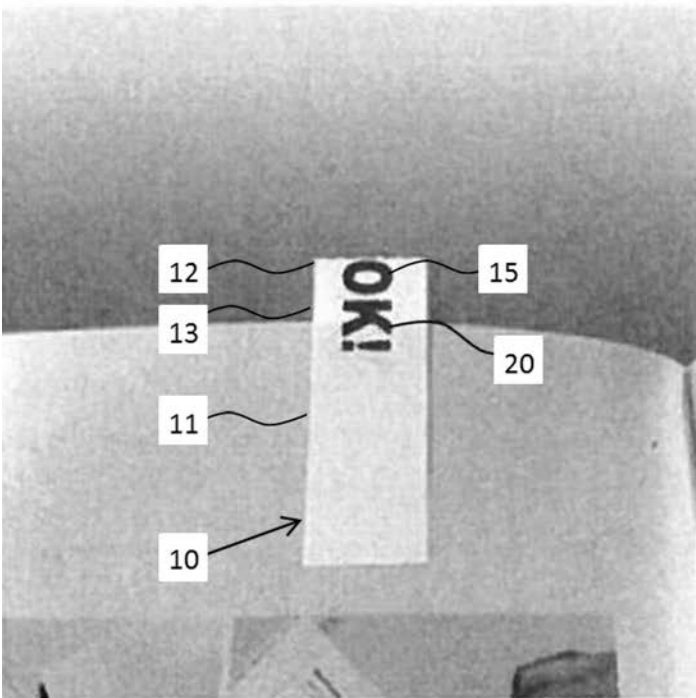
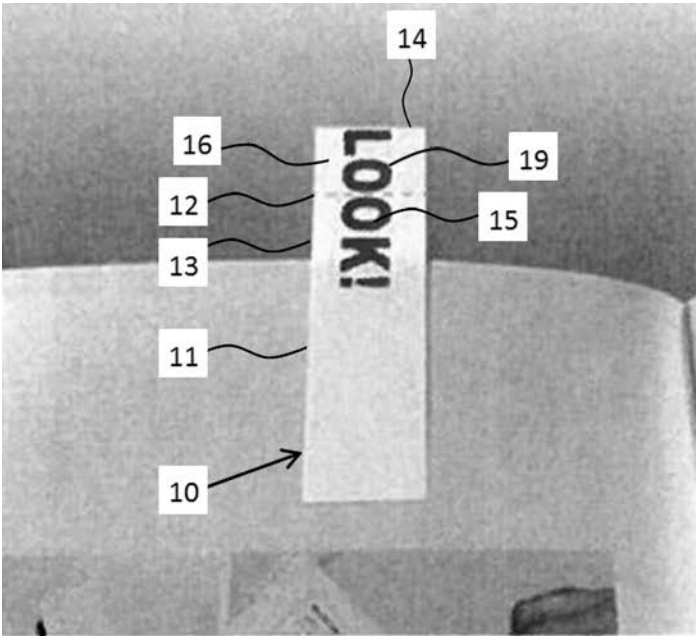
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】

